

争議行為の予告通知と発生届

1 争議行為の予告通知

労働組合又は使用者が行う争議行為は、一般事業（公益事業以外の事業）の場合、当事者間で特別に予告の義務を協定していなければいつでも実施できます。

しかしながら、公益事業の場合は、争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前（ただし、予告通知の到達日及び争議行為を行う日は算入しません。）までに、労働委員会と知事にその旨を通知しなければなりません。

これは、争議行為の開始について、あらかじめ公衆に知らせることで、突然の争議行為による公衆の日常生活の混乱を最小限に食い止めるためと、労働委員会による調整の機会を確保するためです。

なお、公益事業とは次の事業であって、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいいます。

- ア 運輸事業
- イ 郵便又は電気通信の事業
- ウ 水道、電気又はガス供給の事業
- エ 医療又は公衆衛生の事業

また、争議行為が二以上の都道府県にわたるものであるとき、又は全国的に重要な問題に係るものであるときは、中央労働委員会と厚生労働大臣に通知しなければなりません。

この場合、当委員会又は県知事を経由して通知をすることができます。

予告通知を行わず、争議行為を行った場合には 10 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

この通知は、争議行為を行う日時及び場所並びに争議行為の概要を記載した文書（書式 3）により行ってください。

2 争議行為の発生届

争議行為が発生したときは、その当事者である労働組合又は使用者が、直ちに労働委員会又は知事（労働局労働福祉課又は県民事務所産業労働担当課）に次の事項を届け出なければなりません。この届出は、口頭又は電話などでもできます。

- ア 争議行為発生日
- イ 当事者名
- ウ 事業の種類
- エ 争議行為発生の事業所名及び所在地
- オ 参加人員
- カ 争議行為の種類